

「日本光学会奨励賞規程」

1992年3月
1995年3月改正
2005年11月改正
2006年1月改正
2013年4月改正

1. この規程は光学に於ける新進の研究者に対して日本光学会が行う表彰について定める。
 2. この表彰を「日本光学会奨励賞」という。
 3. 表彰の対象者は原則として表彰年度の3月末日までの1年間に発行された「光学」および「OPTICAL REVIEW」に発表された原著論文の著作者とする。ただし「光学」および「OPTICAL REVIEW」に数年間にわたり継続発表された原著論文の著作者をも含む。
 4. 受賞候補者は日本光学会会員で原則として表彰の年に満30歳未満の者とする。
 5. すでに公に顕著な賞を受けた論文の著作者は、同じ論文の著作に関しては原則として表彰しない。
 6. 表彰は毎年2件以内とする。
 7. 表彰は賞状授与および記念品贈呈とする。
 8. 表彰は毎年日本光学会年次学術講演会に於いて行う。
 9. 受賞者の選考は日本光学会幹事長が委嘱した日本光学会奨励賞選考委員会が行う。
 10. 受賞者が決定したとき日本光学会奨励賞選考委員会委員長は選考の経過および結果を日本光学会幹事会に報告する。
 11. この賞の実施に関する必要な事項の審議および決定は日本光学会常任幹事会が行う。
- 付 則 この規程は2013年4月1日より施行する。